

1 地域活性化支援事業

地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費について、補助金を交付する事業

(1) 地域づくり活動支援事業	
補助事業	町内自治会等が実施する、地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動に要する経費について、補助金を交付する事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 商業団体 高等学校・大学の生徒等及びその学生(以下「大学等」)で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費(1回3万円を超えるものを除く。)、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、食糧費(事業を実施する上で必要不可欠なものに限る。ただし、酒類は除く。)
補助金額	補助対象経費から補助事業による収入額(この要綱に基づき交付される補助金を除く。以下同じ。)を控除して得た額(以下「補助金額」という。) ただし、補助金額が200,000円を超える場合であって、かつ、補助金額から200,000円を控除して得た額が、補助事業による収入額に2を乗じて得た額を超える場合には、補助対象としない。
補助限度額等	最大3年間とし、3年間で上限額900,000円、2年間で上限額600,000円、1年間で上限額300,000円とする。 なお、複数年の場合は、補助対象者は補助限度額内であれば、区長が認める範囲内で、補助金の各年度の配分を設定することができる。
(2) 区テーマ解決支援事業	
補助事業	花見川区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動に要する経費について、補助金を交付する事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 商業団体 大学等で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費(1回3万円を超えるものを除く。)、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、食糧費(事業を実施する上で必要不可欠なものに限る。ただし、酒類は除く。)
補助金額	補助対象経費から補助事業による収入額(この要綱に基づき交付される補助金を除く。以下同じ。)を控除して得た額(以下「補助金額」という。) ただし、補助金額が200,000円を超える場合であって、かつ、補助金額から200,000円を控除して得た額が、補助事業による収入額に2を乗じて得た額を超える場合には、補助対象としない。
補助限度額等	最大3年間とし、3年間で上限額900,000円、2年間で上限額600,000円、1年間で上限額300,000円とする。 なお、複数年の場合は、補助対象者は補助限度額内であれば、区長が認める範囲内で、補助金の各年度の配分を設定することができる。

(3) 地域拠点支援事業	
補助事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費について、補助金を交付する事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 商業団体 大学等で構成される団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	ア 改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費(報償費(1回3万円を超えるものを除く。)、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、食糧費(事業を実施する上で必要不可欠なものに限る。ただし、酒類は除く。)) イ 家賃 地域拠点の確保に必要な当該年度の家賃
補助金額	ア 改装費及び事業開始経費補助 (ア) 大学等で構成される団体と連携する場合 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額 (イ) その他 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 イ 家賃補助 (ア) 大学等で構成される団体と連携する場合 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額 (イ) その他 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
補助限度額等	ア 改装費及び事業開始経費補助 (ア) 大学等で構成される団体と連携する場合 上限額500,000円で、1事業1回 (イ) その他 上限額250,000円で、1事業1回 イ 家賃補助 (ア) 大学等で構成される団体と連携する場合 上限額1,200,000円(月額100,000円)とし、最大3年間 (イ) その他 上限額600,000円(月額50,000円)とし、最大3年間

[留意事項]

- 第2条(1)に掲げるアからウの各事業について、補助金を受ける場合は、いずれか1事業であり、重複して受けることはできない。
- 第2条(1)に掲げるア・イの事業について、初年度の補助金額は補助金合計額の3分の2(千円未満の端数は切り捨て)を上限額とし、年度ごとに補助金の交付があること。
- 第2条(1)に掲げるア・イの補助期間が複数年の事業について、交付決定を受けた場合であっても、2年度以降の補助金の交付は担保できないため、年度ごとに補助金の交付申請を行うこと。
- 第2条(1)に掲げるア・イの事業について、年度ごとに計画どおりに遂行すること。
- 万一、補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行わない。

2 花見川区民まつり

花見川区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図るため、実行委員会に対し、まつりに関する経費を助成する事業

補助対象者	花見川区民まつり実行委員会(区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体)
補助対象経費	報償費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、保険料
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助限度額	別に区長が定める額

3 オオガハス文化伝承事業

オオガハス文化等を次世代に伝承していくことにより、地域の活性化やふるさと意識の醸成に資することができる事業に対し経費を助成する事業

補助対象者	ハス文化の伝承と普及を目的として活動する団体
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、食糧費(事業を実施する上で必要不可欠なものに限る。)
補助率	補助対象経費の3分の2
補助限度額	500,000円